

### 第3章 計画の基本方針



# 第3章 計画の基本方針



## 3－1 都市の概況

計画の基本方針を策定するにあたり、当町の概況フレームを整理します。

### (1) 対象区域

計画の対象区域は、当町の町全域（都市計画区域 1,109ha）とします。その内、現在の市街化区域の面積は 417ha であり、町域の 37.6% となっています。

#### ■ 都市計画区域の規模

区分	現況面積 (令和 2 年度)	将来値 (令和 12 年度)	備考
町全域（都市計画区域）	1,109ha	1,109ha	
市街化区域の面積	417ha	417ha	町域の 37.6%

### (2) 対象区域の現況人口と将来人口

#### ■ 現況・将来人口

区分	現況人口 (令和 2 年度)	将来人口 (令和 12 年度)	備考
町全域の人口 (都市計画区域)	37,297 人	38,000 人	都市計画マスタープラン より
市街化区域内の人口	28,976 人	30,200 人	

### 3－2 計画の理念

前回の緑の基本計画策定から10年が経過し、「将来人口の減少、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化」や「平成29年の都市緑地法・都市公園法の改正」、愛知県の「自然と共生する世界の実現」への取組など、「緑」の施策を展開する状況も大きく変化しています。また、当町では、市街地内の住宅・商業施設やインフラ整備は着実に進んできていますが、既存の市街地は家屋が密集して公園用地の取得が難しいことや、住民との協働体制が成熟していないことなどから、緑に関する施策は十分に進歩していない状況です。

こうした中、当町では、第5次蟹江町総合計画で「だけじゃない らしさあふれる 純粋な蟹江」を町の将来像として掲げ、まちづくりを進めています。今回の緑の基本計画の見直しでは、新しい施策や社会情勢を踏まえながら、蟹江町らしさを構成する歴史・文化・自然に着目した前回計画の計画理念「蟹江町の歴史・文化・自然と調和した緑あふれる水郷都市づくり」を踏襲します。そして、市街地に残る貴重な緑（社寺林や公園緑地）を緑の核として保全・整備し、特徴ある河川やまとまりのある農地を骨格とする緑のネットワークの形成に取り組み、当町の緑づくりを進めています。また、町民と協働・連携した公園緑地の保全や緑化推進、維持管理体制づくりにも取り組んでいきます。

#### 計画の理念

### 蟹江町の歴史・文化・自然と調和した緑あふれる水郷都市づくり



## ■ 緑の将来像



凡 例	
	緑の軸 (河川)
	緑の拠点
	歴史・文化施設と一体の緑の拠点※1
	市街地を包む緑 (農地)
	緑のネットワーク軸※2
	市街地

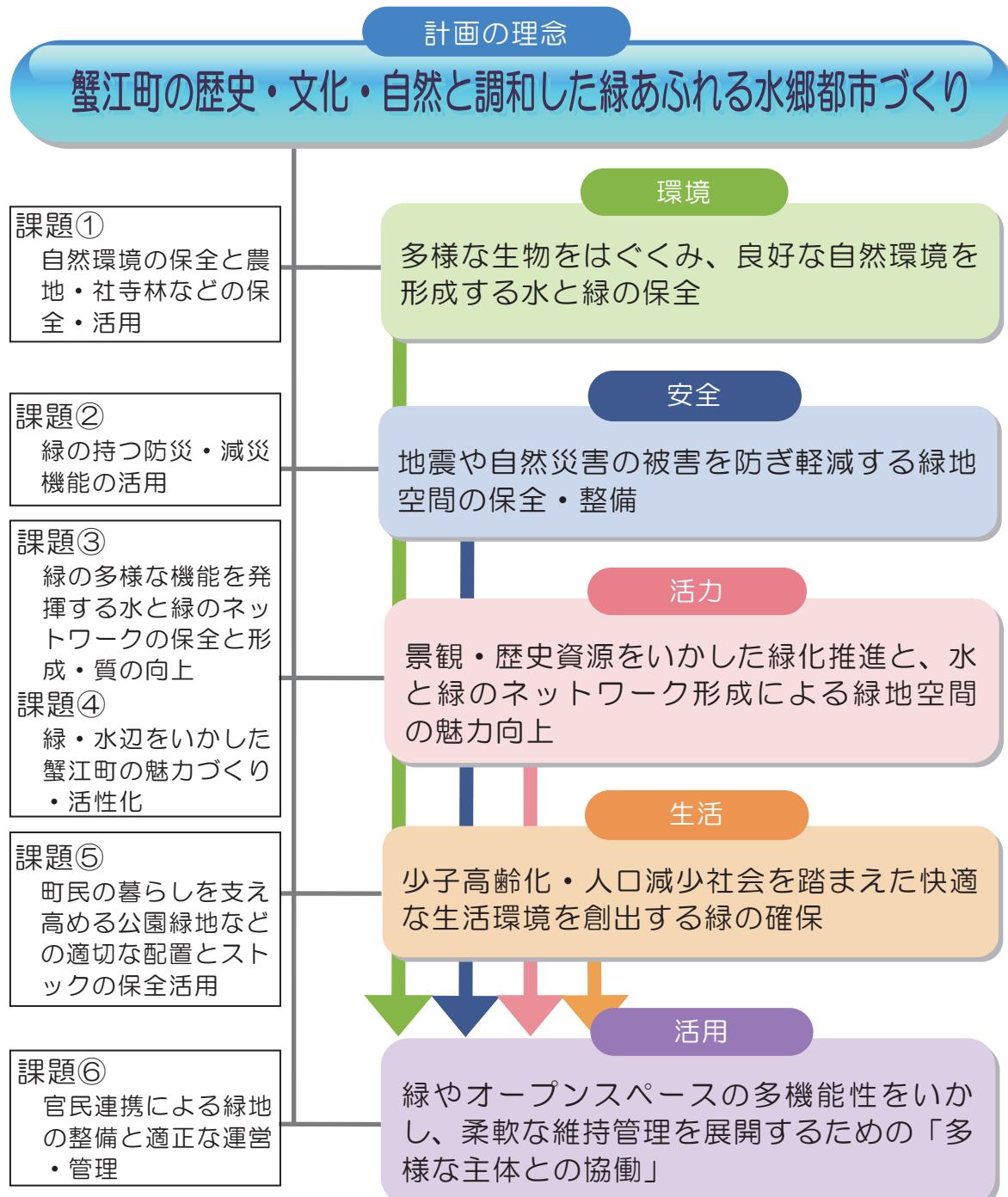
※1 文化財や社寺と一緒に緑がある場所(社寺林など)を当町の主要な緑として位置づけている

※2 主要な緑地拠点を結ぶ、連続して緑化された主要な道路や河川遊歩道を表現している

※3 絶滅危惧種の「ヨシゴイ」やサギなどの野鳥を中心とする生物の生息地である

### 3－3 計画の基本方針

計画の理念を踏まえ、当町の緑の課題に対応するため、「環境」「安全」「活力」「生活」の各分野の緑のあり方や緑づくりの方針を定め、具体的な方針を展開していきます。施策の展開には、行政、町民、事業者など多様な主体と協働して取り組んでいきます。



### (1) 環境

#### 多様な生物をはぐくみ、良好な自然環境を形成する水と緑の保全

- 当町の自然風土特性である既存の緑地（蟹江川、佐屋川などの水面と佐屋川創郷公園や社寺林などその周辺に残る周辺樹林地）を良好な状態で保全していきます。また、当町で見られる水鳥や魚類、昆虫などの生物の生息環境を後世に引き継ぐために、本計画の中に当町の生物多様性の方針を新たに掲げ、多様な主体と協働しながら既存緑地の保全や公園の改修・整備などの対策を展開していきます。
- 当町の良好な自然環境を形成する農地の保全に努めていきます。
- 現在残されている社寺林などの樹林地を積極的に保全していきます。

### (2) 安全

#### 地震や自然災害の被害を防ぎ軽減する 緑地空間の保全・整備

- 防災的機能（一時避難、自衛隊基地、仮設住宅設置場所）を合わせもつ公園や緑地の整備・改修を推進していきます。
- 緑道や幹線道路の整備は、緑が有する防火・防塵などの防災効果を確保するためだけでなく、路線によっては防災活動の支障にならないよう配慮して緑化を推進していきます。
- 公園や緑地の緑化は、緑陰・修景・心理的効果だけでなく、安全確保の面も配慮して検討していきます。
- 災害の発生を未然に防ぐ働きをもつ緑地空間の保全を推進していきます。

### (3) 活力

#### 景観・歴史資源をいかした緑化推進と 水と緑のネットワーク形成による緑地空間の 魅力向上

- 蟹江川沿いを歴史軸、佐屋川沿いを景観軸として緑化を推進し、水郷のまちにふさわしい観光や交流ができる魅力ある緑地空間創りを推進していきます。
- 当町の特性である河川と周辺緑地を一体的に利用できるようにした、水と緑のネットワークづくりを推進していきます。
- 公園緑地の活性化協議会を開催するなど住民参画の場を設け、公園緑地の利便性向上や活用を図っていきます。

#### (4) 生活

### 少子高齢化・人口減少社会を踏まえた 快適な生活環境を創出する緑の確保

- 高齢者の利用に配慮した健康づくり施設の設置やバリアフリー化の推進、幼児が安全に遊べる魅力ある遊具の設置など、少子高齢化に対応した公園施設整備を行っていきます。
- 「市街地東部の都市公園未整備地域」や「新市街地開発予定の地域」で、市街地内に残る農地や空地を有効に活用しながら、身近な住区基幹公園整備に取り組んでいきます。
- 「あいち森と緑づくり事業」※を活用し、「住宅などの民有地の緑化」や、「道路・公共公益施設敷地の緑化」を推進していきます。

#### ※あいち森と緑づくり事業

市町村などが行う以下の事業について、愛知県が「あいち森と緑づくり税」を財源として、交付金を交付する事業。

- ・身近な緑づくり事業
- ・緑の街並み推進事業
- ・美しい並木道再生事業
- ・県民参加緑づくり事業

#### (5) 活用

### 縁やオープンスペースの多機能性をいかし、 柔軟な維持管理を展開するための 「多様な主体との協働」

- 既存公園や緑地の活用を図るために、現在も行っている既存公園や緑地内の施設長寿命化（更新・修繕）を継続して行っていきます。また、保育所や商店などの民間施設占用に関する規制緩和措置を活用し、公園利用活性化の可能性についても検討していきます。
- Park-PFI、管理委託制度、市民緑地制度など、民間活力の導入による公園緑地の整備保全、運営管理体制構築の可能性を探り、できるところから取り組んでいきます。また、町民や民間事業者など多様な主体と連携・協働を図り、公園緑地の維持管理体制の構築や緑化活動の推進を図っていきます。

### 3－4 計画の目標水準の設定

緑の将来像に基づき、都市緑化の総括的な目標として、「緑地の確保目標水準」と「都市公園と都市公園等の目標水準」を設定します。

#### (1) 緑地の確保目標水準

本計画で確保すべき緑地の目標水準は、当町の地形や都市構造を考慮し、市街化区域内（隣接部の緑地を含む）と町全域（都市計画区域）の2通りの目標を設定します。

#### ■ 目標年次（令和12年度）の緑地確保目標量

将来市街地面積に対する割合（A）
おおむね 36ha、9% (令和2年度現況量 34ha、8.1%)
町全域（都市計画区域）面積に対する割合（B）
おおむね 305ha、28% (令和2年度現況量 290ha、26.1%)
将来市街地に接した周辺地域の緑地面積を取り込んだ場合の将来市街地面積に対する割合（C）
おおむね 96ha、20% (令和2年度現況量 94ha、19.7%)

$$A = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}} \times 100 = \frac{35.6}{417} \times 100 = 8.5\% \rightarrow 9\%$$

$$B = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{304.8}{1,109} \times 100 = 27.5\% \rightarrow 28\%$$

$$C = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}} \times 100 \\ = \frac{35.6 + 60.0}{417 + 60.0} \times 100 = 20.0\% \rightarrow 20\%$$

## (2) 都市公園と都市公園等の目標水準

都市公園と都市公園等の目標水準は、都市公園の整備必要量から設定された整備目標量を確保すべく検討し、以下のように目標年次の都市公園と都市公園等の整備目標量を定めました。(都市公園の整備目標量は、第4章、第5章を参照)

### ■ 目標年次（令和12年度）の都市公園と都市公園等の目標量

市街地の都市公園面積（市街化区域）	
2.6 m <sup>2</sup> /町民一人当り (令和2年度現況量 2.4 m <sup>2</sup> )	< 国の目標値5 m <sup>2</sup> /人 H23 都市公園法施行令
都市公園面積（都市計画区域）	
7.4 m <sup>2</sup> /町民一人当り (令和2年度現況量 3.9 m <sup>2</sup> )	< 国の目標値10 m <sup>2</sup> /人 H23 都市公園法施行令
都市公園等面積※（都市計画区域）	
11.9 m <sup>2</sup> /町民一人当り (令和2年度現況量 8.5 m <sup>2</sup> )	< 20 m <sup>2</sup> /人 緑の政策大綱 H7 都市計画中央審議会答申

※都市公園等：都市公園に公共施設緑地を加えたもの

今改定の都市公園の整備量は、国が定める目標に達していませんが、令和2年以降の社会情勢などを踏まえながら、国の目標値に近づけるよう努めていきます。